

Client Alert

15 October 2025

英国：意匠法改正の検討

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

概要

英国政府は、英国知的財産庁（UKIPO）を通じて、長年にわたり登録意匠を規定してきた 1949 年登録意匠法の改正を検討している。2022 年、UKIPO は英国の意匠法に関する意見を収集するための意匠制度調査を実施し、その結果は同年 7 月に公表された。さらに、2025 年 2 月には、デザイナー、デザイン関連企業、法律専門家、意匠に関心を持つ者を対象とした追加調査が実施された。2025 年 9 月 4 日、UKIPO は意匠法改正案に関する最新の協議報告書を公表し、2025 年 11 月 27 日まで一般からの意見募集を行っている。

主な改正案

- 先行権利の調査の可能性

UKIPO は 2006 年以降、EUIPO の制度に合わせる形で、先行権利の調査及び新規性・独自性（個性）の審査を停止している。現在の英国の制度の下では、悪意による出願であっても意匠登録をすることは容易であり、また、悪意出願に対する法的措置をとることが難しい状況にある。2022 年の意匠制度調査では、多くの人が「UKIPO が類似意匠の調査を行っている」と誤認していることが明らかとなった。これを受けて、UKIPO は現行審査制度の改善に向けた意見を求めている。協議報告書では、以下の 3 つの選択肢が提示されている：

選択肢 1：現行制度に変更なし

第一は、現行制度を変更しないという選択肢である。これは、「迅速な登録」と、「現状の費用感を維持して意匠登録ができる」という利点がある。しかしながら、この選択肢では「悪意ある出願」に関する問題を解決することができないという課題が残る。

選択肢 2：審査官の裁量による調査権限の付与

第二は、審査官に、新規性、独自性（個性）、悪意に関する調査・拒絶を行う裁量的な権限を与えるという選択肢である。この選択肢は、審査官に調査・拒絶の裁量を与える事により、審査のスピードと費用感を現状のまま維持しつつ、悪意ある出願の抑制等が可能になる点にある。一方で、審査官によっては調査・拒絶を行わないこともあり、審査の一貫性に欠け、またすべての悪意出願を拒絶することができないというデメリットが指摘されている。

選択肢 3：二段階審査制度の導入

第三は、二段階の審査制度を導入するという選択肢である。第 1 段階では、現行法に基づき、先行権利の調査、新規性・独自性（個性）・悪意出願の審査は行わずに、出願意匠に対して「仮登録」を与える。一方で、「仮登録」



に基づいて権利行使を行うことは出来ないこととする。第2段階で先行意匠調査を行い、新規性・独自性（個性）等の審査を行った後で権利行使を可能とする。この選択肢は、時間がかかり、現行制度との大きな違いにより混乱を招く懸念があるが、悪意ある出願への対策となると考えられている。

- 悪意による出願に関する規定の導入

現行の英国意匠法には、悪意による出願に関する明確な規定が存在しない。現行制度の下においては、出願人は法令に定められた要件を満たすこと、そして出願意匠が新規性及び独自性（個性）を持つことが求められている。UKIPO は、悪意ある出願に対して明確に拒絶する権限を持つことができるように、悪意に関する規定の導入を提案している。

- 異議申立制度の可能性

商標とは異なり、登録意匠法には第三者による異議申立制度が存在せず、また UKIPO は審査過程で既存の類似意匠権者に（類似意匠が他者により出願されたことの）通知を行っていない。英国では、意匠が公開と同時に登録されるため、類似意匠に対しては無効審判を提起する必要がある。これについて、UKIPO は以下の3つの選択肢を提示している：

選択肢1：現行法に変更なし

第一は、現行法を変更しないという選択肢である。

選択肢2：登録前の異議申立期間の導入

第二は、審査完了後、登録前に、2か月間の異議申立期間を設けるという選択肢である。これにより、第三者が登録前に異議を申し立てる機会を得ることが可能となる。

選択肢3：観察期間（“observation period”）の導入

第三は、出願の審査過程において2か月間の観察期間（“observation period”）を設けて、第三者に対して登録前に情報提供や意見を述べる機会を与える選択肢である。この制度の下では、第三者からの情報提供や意見書に基づき、UKIPO は意匠出願を拒絶する権限をもつこととなる。

また、UKIPO はこれらの選択肢を単独ではなく、組み合わせて導入する可能性も示唆している。

- 公開延期期間の延長

現行法では、「出願意匠の公開と登録」を最大12か月間延期することが可能である。協議報告書では、EUIPO の制度に合わせて、「公開・登録の延期期間」を18か月または30か月に延長する改正案が提示されている。

- GUI（Graphical User Interfaces）及びアニメーション意匠

現行法では、アニメーション意匠を出願するには静止画像を提出する必要がある。UKIPO は、デジタル・アニメーション意匠の出願を容易にするための制度改正を検討しており、以下の選択肢が挙げられている：

- GUI やアニメーション意匠に対応したガイダンス（運用指針）の更新・追加

- 法令の改正
- 異なる形式での意匠出願を許可
- 静止画像に加えてアニメーション動画の提出・公開を許可

- AI（人工知能）による意匠の扱い

UKIPO は、人間の著作者が存在しないコンピューター生成意匠が英国で保護対象となるべきかについて意見を求めている。現行法では、コンピューターによって生成された意匠に関しては、創作に必要な手配を行った者が著作者とされる。しかしながら、人間の著作者が存在しない意匠の定義は明確ではない。今後の保護制度の在り方について検討が進められている。

- 著作権法との重複

英国では意匠の保護方法が、以下の通り複数存在する：

- 英国登録意匠
- 国際登録意匠
- 英国未登録意匠権（Design Right）
- 補足的未登録意匠権（SUD）
- 著作権（要件を満たす場合）

この制度の複雑さにより、デザイナーにとっては、適切な保護手段の選択が困難となっている。この複雑さを解消するために、UKIPO は以下の選択肢を検討している：

選択肢 1：現行制度を維持

選択肢 2：補足的未登録意匠権を維持し、英国未登録意匠権を廃止

選択肢 3：未登録意匠制度（英国未登録意匠権と補足的未登録意匠権）を統合し、単一の「未登録意匠」制度とする。

また、英国著作権法に関しても以下の選択肢が提示されている：

選択肢 4：現行の著作権制度を維持

選択肢 5：著作権で保護される対象を明確化する法改正

選択肢 6：意匠法との重複部分に関する著作権の例外規定の改正

- ブレグジット後の未登録意匠に関する課題 (Post-Brexit issues)

ブレグジット以前、英国は EU 意匠制度 (EU Design System) に属していた。したがって、EU 意匠制度の下、EU 域内で製品が公開された場合には、EU 加盟国全体で未登録共同体意匠として保護されていた。Brexit に伴い、英国は、英国における未登録共同体意匠について補足的未登録意匠制度を導入した。しかしながら、UK-EU 貿易継続協定には相互認識の規定が存在していない。つまり、EU で公開された意匠は EU でのみ保護されることとなり、英国では保護されず、その逆（英国で意匠が公開された場合）も同様となっている。UKIPO は、Brexit により生じたこの課題について、今後の対応方針についての意見を求めている。



今後の展開

今回の協議結果に基づき、英国の意匠法及び関連法に大きな変更が加えられる可能性がある。これらの法改正により、現行法の明確化と簡素化が期待されている。